

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【公開番号】特開2013-149619(P2013-149619A)

【公開日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【年通号数】公開・登録公報2013-041

【出願番号】特願2013-7965(P2013-7965)

【国際特許分類】

H 01 H 33/08 (2006.01)

H 01 H 73/18 (2006.01)

【F I】

H 01 H 33/08

H 01 H 73/18 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の壁(38)、第2の壁(44)、及び前記第1の壁に連結された1対の側壁(40、42)を有する筐体(28)であって、前記壁がアーク領域(34)を形成するように構成され、前記筐体が前記側壁間で前記第1の壁に連結された隔壁(50)をさらに有し、前記隔壁が第1のサブアーク領域(72)、第2のサブアーク領域(74)、及びアーク板領域(76)を形成するように構成され、前記第1のサブアーク領域及び前記第2のサブアーク領域が前記アーク板領域と流れ連通するように構成された、筐体(28)と、前記第1の壁及び前記側壁に連結された支持部(32)と、

前記支持部に連結されたアーク板(30)であって、前記アーク板が前記側壁間で且つ前記隔壁の上方に広がる本体部(82)を有する、アーク板(30)とを備え、

前記アーク板(30)が、前記隔壁(50)の少なくとも一部を受け入れるように構成された凹部を含む、アークシートアセンブリ(20)。

【請求項2】

前記アーク板(30)が、前記第1のサブアーク領域(72)及び前記第2のサブアーク領域(74)の上方に配置される、請求項1記載のアークシートアセンブリ(20)。

【請求項3】

前記アーク板(30)が、前記第1のサブアーク領域(72)の上方に配置された第1の凹部(84)を含む、請求項1または2に記載のアークシートアセンブリ(20)。

【請求項4】

前記アーク板(30)が、前記第2のサブアーク領域(74)の上方に配置された第2の凹部(86)を含む、請求項1乃至3のいずれかに記載のアークシートアセンブリ(20)。

【請求項5】

前記隔壁(50)が、前記側壁(40、42)のうちの少なくとも一方の高さよりも低い高さを有する、請求項1乃至4のいずれかに記載のアークシートアセンブリ(20)。

【請求項6】

前記アーク板領域(76)が、前記側壁(40、42、46、48)間に広がる幅を有する、請求項1乃至5のいずれかに記載のアークシートアセンブリ(20)。

【請求項7】

前記第1のサブアーク領域(72)及び前記第2のサブアーク領域(74)が、前記アーク板領域(76)の前記幅よりも狭い幅を各々有する、請求項6記載のアークシートアセンブリ(20)。

【請求項8】

前記第1のサブアーク領域(72)及び前記第2のサブアーク領域(74)が実質的に同じサイズである、請求項1乃至8のいずれかに記載のアークシートアセンブリ(20)。

【請求項9】

第1の壁(38)、第2の壁(44)、及び前記第1の壁に連結された1対の側壁(40、42)を有する筐体(28)であって、前記第1の壁及び前記側壁がアーク領域(34)を形成するように構成され、前記筐体が前記側壁間で前記第1の壁に連結された隔壁(50)をさらに有し、前記隔壁が第1のサブアーク領域(72)、第2のサブアーク領域(74)、及びアーク板領域(76)を形成するように構成され、前記第1のサブアーク領域及び前記第2のサブアーク領域が前記アーク板領域と流れ連通するように構成された、筐体(28)と、

前記第1の壁及び前記側壁に連結された支持部(32)と、

前記支持部に連結されたアーク板(30)であって、前記アーク板が前記側壁間で且つ前記隔壁の上方に広がる本体部(82)を有する、アーク板(30)と、

前記筐体に連結され且つ前記第1のサブアーク領域内に連結された第1のサブポール(22)及び前記第2のサブアーク領域内に連結された第2のサブポール(24)を有する回路遮断器(14)と

を備え、

前記アーク板(30)が、前記隔壁(50)の少なくとも一部を受け入れるように構成された凹部を含む、電力分配システム(10)。